

各種スポーツ大会遠征費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年3月30日規則第9号）に基づき、本市以外で開催される全道、全国規模のスポーツ大会出場に必要な経費の一部に対し、各種スポーツ大会遠征費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象となる者は、選手若しくは指導者等であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し学校（小学校、中学校、高等学校、大学及び高等専門学校等）に通学する児童、生徒又は学生
- (2) 前号に掲げる者の指導者等であって、大会要項等により参加登録を確認できる者

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業で、本市以外で開催されるものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれかの団体が主催又は共催、後援する大会
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体
 - イ 公益財団法人北海道スポーツ協会加盟の競技団体
 - ウ 全国中学校体育連盟
 - エ 北海道中学校体育連盟
 - オ 公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - カ 全国高等学校野球連盟
 - キ 日本スポーツ少年団
 - ク 北海道スポーツ少年団
- (2) 全道大会又は全国大会
ただし、地区予選を経て出場することができる大会又は明確かつ厳正な基準のもとに競技団体等から推薦され出場することができる大会

(補助申請者)

第4条 補助の申請ができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 苫小牧市スポーツ協会加盟の各競技団体会長
- (2) 苫小牧市スポーツ少年団本部長
- (3) 出場団体の代表者
- (4) 出場学校の代表者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象として認められる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交通費及び宿泊費とし、目的地までの最小経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の2週間前（土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合はその前日）までに各種スポーツ大会遠征費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 大会参加者名簿（様式第3号）
- (3) 積算内訳表（様式第4号）
- (4) 大会要項
- (5) 積算根拠となる領収書等
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、速やかに各種スポーツ大会遠征費補助金交付（変更）決定通知書（様式第5号）により通知する。

（交付申請の取下げ）

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額又は補助事業の内容を変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）しようとするとき

(2) 補助事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき

2 補助事業者は前項第1号に規定するときは、各種スポーツ大会遠征費補助金等変更交付申請書（様式第6号）を、同項第2号に規定するときは、各種スポーツ大会遠征費補助金中止（廃止）申請書（様式7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、各種スポーツ大会遠征費補助金交付（変更）決定通知書（様式第5号）又は、各種スポーツ大会遠征費補助金中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、申請者にその旨を通知する。

（軽微な変更の範囲）

第11条 前条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 補助対象経費の10分の4に相当する金額以内の変更の場合
- (2) 補助金の増額を伴わない事業計画の細部を変更する場合

（実績報告）

第12条 補助事業者は、事業終了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに各種スポーツ大会遠征費補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 大会成績報告書（様式第11号）
- (3) 精算内訳表（様式第12号）
- (4) 大会結果のわかるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、各種スポーツ大会遠征費補助金確定通知書（様式第13号）により、申請者に対し、確定した補助金の額を通知する。

(是正のための措置)

第14条 市長は、第12条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命じることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期)

第15条 補助金は、第13条の規定により補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付すること（以下「概算払」という。）ができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、概算払を受けようとするときは、各種スポーツ大会遠征費補助金概算払申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 市長が前項の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、各種スポーツ大会遠征費補助金概算払決定通知書（様式第15号）により、申請者へ通知する。

(補助金の精算)

第16条 市長は、前条の規定により概算払を行ったときは、補助金の額の確定後、申請者に対し、交付した補助金の精算を行わなければならない。

(交付の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各種スポーツ大会遠征費補助金（概算払）請求書（様式第16号）を、交付決定を受けた年度内に市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の規定に基づき補助金を請求するにあたり受領者が補助事業者の代表者と異なる場合においては、委任状（様式第17号）を各種請求書に添えて市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱に基づく指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条の規定により決定の取消しを行った場合において、既に補助金を交付しているときは、返還命令書（様式第18号）により当該取消しの部分につき、期限を定めて返還を命じるものとする。なお、補助金の額の確定後、既にその額を超える補助金を交付しているときも、同様とする。

(違約加算金及び違約延滞金)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該補助金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかった場合は、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき法第19条に規定する割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(補助金に係る経理)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(暴力団等の排除)

第22条 市長は、補助事業者が苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かについて、必要に応じ照会を行うものとする。

2 市長は、補助事業者が暴力団等に該当することが判明したときは、当該暴力団等に補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

3 市長は、補助金の交付決定を受けたものが暴力団等に該当すると判明したときは、当該暴力団等に係る補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。